８）本工事は、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者(以下、「専任指導者」という。)を配置することができる試行工事である。
９）本工事は、余裕期間を設定した工事（発注者指定方式）である。
10）本工事は、熱中症対策について受発注者間で協議の上対応する工事である。
11）本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組を推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。
12）本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。
13）本工事は、受発注者相互の業務の効率化と工事目的物の品質向上を図るため、工事関係図書の徹底した簡素化を図る試行工事である。
14）本工事は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化」の対象工事である。
15）本工事は、「情報共有システム」を活用する工事である。
16）本工事は、建設キャリアアップシステム活用推奨モデル営繕工事の施工対象工事である。
17）本工事は、「建設現場の遠隔臨場」の対象工事である。
18）本工事は、ＢＩＭ活用に係るＥＩＲを適用する工事である。
19）本工事は、工事費積算において次の対策を実施する工事である。
(a) 契約締結後、労働者確保の方策に変更が生じ、適正な工事の実施が困難となる場合、必要となる費用について、支払実績により設計変更を行う試行工事。

2　競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。)における令和５・６年度一般競争参加資格者で建築工事の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)。

(3) 北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。)における令和５・６年度建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること。

(4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

(5) 平成20年度以降に元請けとして完成した工事（官公庁工事又は民間工事）で、下記①から④の要件を満たす新築工事又は増築工事（躯体、外装のほか、内装工事を含む建築一式工事。増築工事の場合は、増築部分が下記の要件を満たすこと。)の施工実績を有すること。なお、経常建設共同企業体（以下、「経常ＪＶ」という。)にあっては構成員のうち１社がこの施工実績を有していればよい。元請として完成した工事については、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された工事も施工実績に含むものとする。ただし、大臣官房官庁営繕部、地方整備局(港湾空港関係事務に関することを除く。)所掌の工事又は工事成績を相互利用している各省庁が発注した「工事成績相互利用適用対象工事」に該当する工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。
① 建物用途：庁舎、事務所又は類似施設類似施設とは、事務室、会議室、研修室、人文科学系研究室及びこれらに類する室の面積（これに付随する共用部分を含む。)が当該施設の延べ面積の過半を占める施設を示すものとする(「これに付随する共用部分」とは当該用途に直接的かつ専用で付随している部分を指し、他の用途に供する部分とも共用となっている部分は含まれない。)。
② 建物構造：軽量鉄骨造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造。
③ 階数：地上階数２階以上。
④ 建物規模：延べ面積：1,000㎡以上であること（増築の場合は既存部分を除く。複合施設の場合は、庁舎・事務室・類似施設部分の合計面積が1,000㎡以上である施設でもよい。)。

(6) 建設共同企業体の実績をもって単体として応募する場合は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

(7) 単体の実績をもって経常ＪＶで応募する場合は、出資比率が20％以上のものに限る。

(8) 次に掲げる基準を満たす主任技術者、又は監理技術者を本工事に配置できること。

また、本工事は、余裕期間を設定した工事であり、契約締結日の翌日から工事の始期までの間は、主任技術者又は監理技術者の配置を要せず、工事の始期以降に配置できること。
① 主任技術者又は監理技術者は、下記の資格を有する者であること。
(a) 主任技術者は、１級建築施工管理技士、２級建築施工管理技士（種別を「建築」とするものに限る。)又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
(b) 監理技術者は、１級建築施工監理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
② 平成20年度以降に、元請けとして完成した工事（官公庁工事又は民間工事）で、下記(a)から(d)の要件を満たす新築工事又は増築工事（躯体、外装のほか、内装工事を含む建築一式工事。増築工事の場合は、増築部分が下記の要件を満たすこと。)に掲げる要件を満たす工事の施工経験を有すること(建設共同企業体の技術者としての経験は、所属する構成員の出資比率が20％以上の場合のものに限る。)。なお、経常ＪＶにあっては、構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者が上としてこの施工実績を有していればよい。

元請けとして完成した下記に(a)から(d)に掲げる要件を満たす工事については、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された工事も施工経験に含むものとする。

ただし、大臣官房官庁営繕部、地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。)所掌の工事又は工事成績を相互利用している各省庁が発注した「工事成績相互利用適用対象工事」に該当する工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。
(a) 建物用途：庁舎、事務所又は類似施設
類似施設とは、事務室、会議室、研修室、人文科学系研究室及びこれらに類する室の面積（これに付随する共用部分を含む。)が当該施設の延べ面積の過半を占める施設を示すものとする(「これに付随する共用部分」とは当該用途に直接的かつ専用で付随している部分を指し、他の用途に供する部分とも共用となっている部分は含まれない。)。
(b) 建物構造：軽量鉄骨造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造。
(c) 階数：地上階数２階以上。
(d) 建物規模：延べ面積：1,000㎡以上であること(増築の場合は既存部分を除く。複合施設の場合は、庁舎・事務室・類似施設部分の合計面積が1,000㎡以上である施設でもよい。)。
③ 監理技術者にあっては、管理技術者資格証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
④ 上記①の資格及び②の施工経験を有する専任指導者を配置する場合は、配置予定の主任（監理）技術者は下記(a)又は(b)の施工経験を有すること（建設共同企業体の技術者としての経験は、所属する構成員の出資比率が20％以上のものに限る。)。なお、経常ＪＶにあっては、代表者が主任技術者又は監理技術者として下記(a)又は下記(b)に掲げる工事の施工経験の要件を満たしていること。
(a) 上記②の要件を満たす者。
(b) 平成30年度以降に、国土交通省の北陸を含む８地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。)所掌の工事の主任（監理）技術者若しくは現場代理人としての施工経験があること（配置予定の主任（監理）技術者の代要件)。ただし、契約工期（技術者の配置が不要な期間を除き、土曜日、日曜日、その他休日を含む。)の１／２以上に従事していること。また、当該施工経験の工事の評定点が65点未満のものを除く。